

水戸市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給並びに補装具の販売、貸与又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録並びに補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録)

第2条 事業者の登録は、補装具業者の申請により、事業所ごとに行うこととする。

2 福祉事務所長（以下「所長」という。）は、事業者の申請を受け、申請を適当と認める場合に前項の登録を行うものとする。ただし、申請が適当と認められないときは、登録しないことができる。

(登録を受けた事業者に係る情報提供)

第3条 所長は、前項の規定による登録を受けた補装具業者に係る情報のうち、次の各号に掲げるものを障害者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業開始年月日
- (3) 取り扱う補装具の種類
- (4) その他所長が必要と認める事項

(事業者の登録申請)

第4条 前条の規定に基づき登録を受けようとする事業者は、補装具業者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、所長に提出しなければならない。

- (1) 事業経歴書
- (2) その他登録に関し所長が必要と認める書類

(登録の通知)

第5条 所長は、第2条の規定により登録したときは、当該登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）に補装具業者登録通知書（様式第2号）によって通知するものとする。

2 所長は、第2条の規定により登録をしないときは、その理由を示して、その旨を登録申請を行った事業者に通知しなければならない。

(変更等の届出)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更を生じたときは、補装具業者登録変更届出書（様式第3号）により速やかに所長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、当該事業を廃止、休止又は再開する場合は、補装具業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）により速やかに所長に届け出なければならない。

(報告等)

第7条 所長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具の販売、貸与又は修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは補装具の販売、貸与又は修理を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し)

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。
- (2) 補装具業者が不正の手段により、第2条の登録を受けたとき。
- (3) 補装具の販売、貸与又は修理を行う者若しくはこれらを使用する者もしくはこれらの者であった者が、前条の規定による質問又は検査に応じず若しくは虚偽の報告をしたとき。
- (4) 警察署長その他の捜査機関からの通報等により事業者が水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成20年水戸市告示第16号）別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。

(補装具の製作等)

第9条 登録事業者は所長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売、貸与又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売、貸与又は修理を行うものとする。

- 2 補装具費支給対象障害者等に補装具を引き渡すにあたり、所長が別に定める場合を除き、登録事業者は身体障害者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定の結果、その補装具が補装具費支給対象障害者等に適合しないと認められた場合は、所長は不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。
- 4 登録事業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

(補装具費の代理受領)

第10条 所長は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として当該補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障害者等に代わり、当該登録事業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払いがあったときは、補装具費支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、その提供した補装具について、第2項の規定により、補装具費支給対象障害者等に代わって補装具費の支払いを受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該補装具費支給対象障害者等から利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 4 補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払いを受ける際、当該支払をした補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第11条 登録事業者は所長に対して補装具費を請求する場合には代理受領に係る補装具費支払請求受領委任状（様式第5号）に請求書及び補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

- 2 所長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引き渡し後の改善)

第12条 補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、所長は登録事業者に第9条に準じて改善させることができる。

- 2 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表で規定する修

理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（不正利得の徴収等）

第13条 所長は、補装具費支給対象障害者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係帳簿等の保存）

第14条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5か年間保存するものとする。

（登録期間）

第15条 登録の有効期間は、第2条の規定による登録の日から当該登録の日の属する年度の末日までとする。

（登録の更新）

第16条 この有効期間満了前1か月前までに所長若しくは登録事業者から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1か年間順次登録を更新したものとみなす。

（申請書等の様式）

第17条 この要項による申請書等の様式については、別に定める。

（雑則）

第18条 この要項に関し必要な事項は、所長が別に定める。

付 則(平成18年9月29日)

この要項は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成19年2月28日)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成25年2月27日)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月29日)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年2月24日)

(施行期日)

1 この要項は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

車椅子取扱調書

事業所名称	(担当者 :)
-------	----------

1 車椅子の製作・修理をどの程度行えるか (いずれかに○)

ア 製作・修理業務のすべてを自社で行える。

イ 製作はできないが、修理は自社で行える。

ウ 製作・修理とも自社で行えない。

2 1でア、イを選んだ業者の方は記入してください。

修理の部品	可	不可	委託先 (業者名)	納入日数
バックサポート交換				
アームサポート (肘当て部分) 交換				
座布交換				
クッション交換				
クッション (ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造及び立体編物構造のもの) 交換				
クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの) 交換				
クッション (バグを開閉するだけで空気を調節するもの) 交換				
フローテーションパッド交換				
クッション (特殊な空気室構造のもの) 交換				
キャスター (大) 交換				
キャスター (小) 交換				
ハンドリム交換				
座席昇降ハンドルユニット交換				
座席昇降チェーン交換				
座席昇降メカユニット交換				
リーム交換				
レッグサポート交換				
フットサポート交換				
サイドガード交換				

修理の部品	可	不可	委託先（業者名）	納入日数
タイヤ交換				
チューブ交換				
ブレーキ交換				
シートベルト交換				
テーブル交換				
スポークカバー交換				
塗装				
夜光材交換				
夜光反射板交換				
バックサポートパイプ交換				
バックサポートパイプ取付部品交換				
アームサポート交換				
ハブ取付部品交換				
キャスター取付部品交換				
フレーム（サイドベース）交換				
フレーム（サイド拡張）交換				
フレーム（サイド拡張）取付部品交換				
フレーム（折りたたみ）交換				
ハブ用スプリング交換				
ステッキホルダー（杖たて）交換				
泥よけ交換				
屋外用キャスター（エア一式等）交換				
転倒防止装置交換				
滑り止めハンドリム交換				
キャリパーブレーキ交換				
フットブレーキ（介助者用）交換				
携帯用会話補助装置搭載台交換				
酸素ボンベ固定装置交換				
人工呼吸器搭載台交換				
栄養バック取り付け用ガートル架交換				
点滴ポール交換				
シリンダー用レバー交換				
メカロック交換				
ティルト用ガスダンパー交換				
ワイヤー交換				

3 1でイ、ウを選んだ業者の方は記入してください。

製作委託業者名	住 所	納入日数	オーダーレディ	契約年数	備 考

電動車椅子取扱調書

事業所名称	(担当者：)
-------	---------

1 車椅子の製作・修理をどの程度行えるか (いずれかに○)

ア 製作・修理業務のすべてを自社で行える。

イ 製作はできないが、修理は自社で行える。

ウ 製作・修理とも自社で行えない。

2 1でア、イを選んだ業者の方は記入してください。

修理の部品	可	不可	委託先 (業者名)	納入日数
コントローラー交換				
コントローラー部品交換				
電動リフトコントローラー交換				
電動リフトコントローラー部品交換				
電動ティルトコントローラー交換				
電動ティルトコントローラー部品交換				
操作制御部交換				
操作制御部部品交換				
電動リフト操作制御部交換				
電動リフト操作制御部部品交換				
電動ティルト制御部交換				
電動ティルト制御部部品交換				
電動リフト自動停止制御部交換				
電動リフト自動停止制御部部品交換				
電動ティルト自動停止部品交換				
電動ティルト自動停止制御部部品交換				
ハーネス及びリレー交換				
ハーネス及びリレー部品交換				

修理の部品	可	不可	委託先（業者名）	納入日数
電動リフトハーネス交換				
電動ティルトハーネス交換				
モーター交換				
モーター部品交換				
電動リクライニングモーター交換				
電動リフトモーター交換				
電動リフトモーター部品交換				
電動ティルトモーター交換				
電動ティルトモーター部品交換				
ギヤーボックス交換				
ギヤーボックス部品交換				
電動リクライニング装置交換				
電動リクライニング装置部品交換				
電動ティルト装置交換				
電動ティルト装置部品交換				
電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用を除く。）交換				
電動又は電磁式ブレーキ（簡易型用に限る。）交換				
手動ブレーキ交換				
手動ブレーキ部品交換				
クラッチ交換				
フレーム交換				
フレーム部品交換				
シートフレーム交換				
シートフレーム部品交換				
電動リフトシートフレーム交換				
電動リフトメインフレーム交換				
電動ティルトシートフレーム交換				
バックサポートパイプ交換				
アームサポートパイプ交換				
アームサポートクッション交換				
サイドガード交換				
バックサポート交換				
シート交換				
フットサポート交換				
フットサポート部品交換				
キャスター交換				
キャスター部品交換				
フロントホイール交換				
リヤホイール交換				

修理の部品	可	不可	委託先（業者名）	納入日数
タイヤ交換				
リヤシャフト交換				
電動リフトシャフト交換				
電動テイルトシャフト交換				
電動リフトチェーン交換				
電動リフトチェーンアジャスター交換				
簡易型電動装置交換				
簡易型ホイール交換				
簡易型ホイール部品交換				
簡易型右側駆動装置交換				
簡易型左側駆動装置交換				
簡易型駆動装置部品交換				
バッテリー交換				
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル電池）交換				
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換				
バッテリー（リチウムイオン電池）交換				
バッテリー部品交換				
内蔵充電器交換				
外部充電器交換				
充電器部品交換				
オイル又はグリス交換				
ステッキホルダー（杖たて）交換				
転倒防止用装置交換				
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換				
フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換				
携帯用会話補助装置搭載台交換				
酸素ボンベ固定装置交換				
人工呼吸器搭載台交換				
栄養バック取り付け用ガートル架交換				
点滴ポール交換				

3 1でイ、ウを選んだ業者の方は記入してください。

製作委託業者名	住 所	納入日数	オーダーレディ	契約年数	備 考

補装具業者登録申請書

年 月 日

水戸市福祉事務所長 様

所 在 地

事業者名称

代表者氏名・印

水戸市における補装具業者として登録を受けたいので、水戸市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要項第4条に基づき、必要書類を添えて申請します。

フリガナ					
事業所名称					
フリガナ					
代表者の氏名 (事業所)					
事業所の所在地	(〒 -)				
連絡先	電話番号			FAX番号	
取扱補装具種目 <small>(取扱をする種目の左に ○印を記入してください)</small>	骨格構造義肢	眼鏡		歩行補助つえ	
	殻構造義肢	補聴器(*)		重度障害者用意思伝達装置	
	装具	車椅子(*)			
	座位保持装置	電動車椅子(*)			
	盲人安全つえ	歩行器			
	義眼	児童用保持			

※(*)の種目を取扱う場合には、事業所調書の他に、本市が指定する種目別調書の添付が必要です。

第 号
年 月 日

様

水戸市福祉事務所長

補装具業者登録通知書

先に届出があった、水戸市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要項第2条に基づく登録について、次のとおり完了しましたので通知します。

記

1 事業者に関する登録

(1) 名称

(2) 代表者

(3) 所在地

2 事業所に関する登録

(1) 名称

(2) 代表者

(3) 所在地

(4) 連絡先

3 取扱補装具の種目

補装具業者登録変更届出書

年 月 日

水戸市福祉事務所長 様

所在地

事業者名称

代表者氏名・印

印

次のとおり、登録内容の変更があったので、水戸市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要項第6条に基づき届け出ます。

届出事項（該当する事項の番号を○で囲む）

1 事業者に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名

2 事業所に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名 (4) 連絡先 (5) 取扱補装具の種目

※事業者に関する変更については、事業所調書（別添1）を添付し、補聴器、車椅子、電動車椅子を新たに取扱う場合には、本市が指定する調書（別添2, 3, 4）の添付が必要です。

事項	変更前	変更後	変更日	備考

様式第4号（第6条関係）

補装具業者事業廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

水戸市福祉事務所長 様

所在地

事業者名称

代表者氏名・印

印

次のとおり、登録の廃止（休止・再開）をしたいので、水戸市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要項第6条に基づき届出ます。

記

理由

代理受領に係る補装具費支払請求受領委任状

水戸市福祉事務所長 様

年 月 日付け支給番号 第 号で支給決定を受けた の引渡しを受け、
次のとおり利用者負担額を支払いましたので、補装具費の支払いについて、その請求受領の権
限を下記の事業者に委任します。

基 準 額	円
補 装 具 価 格	円
利 用 者 負 担 額	円
補 装 具 費 請 求 額	円

年 月 日

請求受領委任者 住 所 _____

(障害者又は障害児の
保護者) 氏 名 _____ (印)

上記の請求受領の権限を受任しました。

年 月 日

住 所 _____
受任者 名 称 _____

(事業者) 代表者氏名 _____ (印)